

【実施方針】

No	頁	項目	質問内容 (できるだけ具体的に記載してください。)	回答	募集公告への 反映
1	2	第2章 2.対象施設及び対象業務 (2)対象業務	対象業務に、①水道技術管理業務とありますが、受託水道業務技術管理者に係る業務との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、要求水準書において、①水道技術管理業務の説明として、「業務の実施にあたっては水道法第24条の3に基づく受託水道業務技術管理者を配置すること。」と記載しています。	—
2	4	第3章 2.事業者応募資格に関する事項 (1)応募者の構成等	特別目的会社(SPC)を結成する場合、すべての構成企業はSPCに出資しなければならないとありますが、出資金額の制限はありますか？ ①SPCとしての資本金(出資の合計額) ②代表企業の出資金額 ③構成企業の出資金額	特に制限は設けないものとします。 ただし、実施方針4頁(1)応募者の構成等⑤に記載したとおり、最大出資者は代表企業となるようにしてください。	—
4	6	第3章 2.事業者応募資格に関する事項 (2)応募資格要件等 ②運営における応募資格要件	応募者の資格要件アについては、1契約において全ての要件(25,600m ³ /日の浄水場維持管理実績、5年以上の急速ろ過方式の業務経験、夜間若しくは休日のための業務を含めない)を満たす必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	同施設で2期連続契約等で5年以上の実績を満たす場合は資格要件を満たすものとします。ただし、異なる施設での実績年数の合計(A浄水場で2年、B浄水場で3年など)については資格要件を満たしていないものとします。	—
5	6	第3章 2.事業者応募資格に関する事項 (2)応募資格要件等 ②運営における応募資格要件	応募者の資格要件アについて、「なお、夜間若しくは休日のための維持管理実績又は排水処理のための維持管理実績は認めない」とありますが、浄水施設の運転維持管理業務を24時間連続で実施している実績と捉えることでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	—
6	7	第3章 3.事業者選定等のスケジュール (1)事業者選定等のスケジュール	スケジュール表内の基本協定書(案)・基本協定締結とありますが、PFIやDBO事業では、SPC設立前に応募グループと協定を締結する事例は多くありますが、通常の業務委託ではSPCを設立するケースは多くないと思慮いたします。したがって、本業務においてSPCを設立しない場合は、本協定の内容によりますが、原則不要(締結しない)との認識でよろしいでしょうか。	基本協定書の位置付けについては、事業者選定から契約までの期間において、契約締結に向けてお互い協力していく旨等を記載することを想定しております。 このため、SPCを設立しない場合においても締結するものとします。	—

7	9	第4章 4.事業者の責任の履行の確保に関する事項 (2)契約保証金の納付等	事業契約の締結に当たっては、本工事の履行を確保するために、履行保証保険等による本委託期間中の履行保証を行うものとする。とありますが、「事業契約」は「委託契約」に、「本工事」は「本業務委託」へ読み替えて解釈すればよろしいでしょうか？(委託or業務委託への読み替え)	お見込みのとおりです。 募集要項公表時に「委託契約の締結にあたっては、本委託の履行を確保するために、履行保証保険等による本委託期間中の履行保証を行うものとする。」に修正します。	○
8	10	第5章 1.水道技術管理業務	水道技術管理業務とありますが、受託水道業務技術管理者に係る業務との理解でよろしいでしょうか。また、本文中の水道業務技術管理者は、受託水道業務技術管理者の誤記と思われます。	誤記になります。 募集要項公表時に修正します。	○
9	11	第5章 4.施設維持修繕業務 (2)突発修繕工事	修繕工事に漏水処理が含まれておりますが、地中埋設管や165mmを超える大口径管の漏水となると突発修繕の範疇を超える業務と推察されます。従いまして、上記を含まない軽微な漏水処理という認識で宜しいでしょうか。 ※もしくは埋設配管は含まない・大規模な漏水対策は含まない等の追記を提案いたします。	委託期間中の累計金額1,000万円という条件を設けているため、配水管類については、漏水処理等を想定していますが、要求水準書(案)11項に記載したとおり、修繕工事の内容については、本組合と協議の上決定するものとします。	—
10	別紙	別紙2リスク分担表 ②維持管理段階 原料リスクNo.41	薬品や電気・ガス等の単価変動リスクに事業者が従負担のマークが付されていますが、これらの内容は組合にて契約・調達を行うものと認識しています。したがって、事業者側リスク(従負担)はないものと思慮いたします。	お見込みのとおりです。 募集要項公表時に単価変動リスクは本組合が負うものとして修正します。	○
11	-	-	募集公告時に、本業務の予定価格は公表されるのでしょうか。	募集要項公表時に記載を予定しています。	—

【要求水準書(案)】

No	頁	項目	質問内容 (できるだけ具体的に記載してください。)	回答	募集公告への 反映
1	1	第1章 3.対象施設及び対象業務 (2)対象業務	実施方針と同様に対象業務の中に①水道技術管理業務とありますが、受託水道業務技術管理者に係る業務との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 詳細については、第3章1. 水道技術管理業務に記載しています。	—
2	2	第2章 1.前提条件 (3)本事業者が使用できる備品及び消耗品	組合が所有している備品又は消耗品等を組合と協議のうえ使用できるとありますが、組合が所有している備品及び消耗品の内容と数量をご教示願います。	募集要項公表後に資料の閲覧を行う予定です。資料の中にたな卸明細書等がありますので、確認してください。	—
3	5	第3章 1.水道技術管理業務	水道技術管理業務とありますが、受託水道業務技術管理者に係る業務との理解でよろしいでしょうか。また、本文中の水道業務技術管理者は、受託水道業務技術管理者の誤記と思われます。	誤記になります。 要求水準書公表時に修正します。	○
4	7	第3章 2.浄水場及び送水施設運転維持管理業務 (3)保守点検業務に関する要求水準 ③建築設備保守管理	防災上必要と考えられる設備については、事業者において設置することとありますが、本内容は事業者の任意との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、関係法令を遵守してください。	—
5	7	第3章 2.浄水場及び送水施設運転維持管理業務 (3)保守点検業務に関する要求水準 ④機械・電気・計装設備保守管理	高圧電気設備については年1回の精密点検を実施とありますが、自家用電気工作物保守点検を指すものでしょうか。	お見込みのとおりです。	—
7	9	第3章 3.水質管理業務	表中「機器分析」の備考欄にTOC計、原子吸光高度計、放射線モニタリング、イオンクロマト計の記載がありますが、故障時の修理や定期的な校正・保守整備については、貴組合にて実施いただけるとの理解でよろしいでしょうか。また、受託者がいずれの機器分析を外部検査とする場合は、当該機器を借用しない(分析機器の管理者は貴組合)との認識で宜しかったでしょうか。	要求水準書(案)3頁に記載したとおり、「本組合が所有している備品又は消耗品等を本組合と協議のうえ、使用することができる。ただし、使用した備品又は消耗品等については、速やかに補充しなければならない。」と記載されていますので、使用した備品が故障した際の修理、定期的な校正・保守整備は本事業者の責務になります。 なお、当該機器を使用しない場合は、故障時の修理や定期的な校正・保守整備の責務は本事業者に生じない取り扱いとします。	—

8	9	第3章 3.水質管理業務	「浄水場の運転管理上で必要となる水質検査及び管理」の詳細については「別紙4 整備組合が独自に行う水質検査」と言う認識で宜しいでしょうか。 また、臨機の措置の具体的な内容についてご教示願います。	要求水準書公表時に追記します。 なお、臨機の措置としては「給水の緊急停止」及び「水質検査結果の異常値における再検査」を想定しております。	○
9	10	第3章 4.施設維持修繕業務 (1)計画修繕工事	表内に浄水場関連と送水施設の各工事名が記載されていますが、各修繕工事の具体的な仕様などは募集公告時に公表されるとの認識でよろしいでしょうか。 また、資料の閲覧の際に修繕内容及び請負業者・契約金額等を閲覧できるという認識で宜しいでしょうか。	募集要項公表後に資料の閲覧を行う予定です。資料の中に過去の検査調書がありますので、確認してください。	—
10	11	第3章 4.施設維持修繕業務 (2)突発修繕工事	「ただし、維持管理の不備等によるものと本組合が判断した場合には、本事業者が修繕工事の費用を負担することがある。」とありますが、「協議により、原因が本契約内での維持管理の不備によるものと判断された場合」に変更いただけないでしょうか。すでに長期にわたり運用された施設であり原因の特定は難しいと思われます。	要求水準書公表時に追記します。	○
11	12	第3章 7.その他の業務 (2)見学者への対応	見学者対応について、以下の内容についてご教示願います。 ①参考として令和6年度実施回数(見込)13件とありますが、委託期間を通して大幅な実施回数の変更はないとの認識でよろしいでしょうか。また、見学の実施月や1回あたりの見学者数の実績についてご教示願います。 ②見学の受付時に、過度な人数や団体の申し込みがあった場合は、貴組合から受付辞退もしくは見学対応の助勢をいただくことは可能でしょうか。 ③「事業者は、施設見学者へ浄水場の運転状況の説明を行い…」との記載から、説明以外の対応(受付、誘導、安全通路設置など)は貴組合が行うとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項公表後に資料の閲覧を行う予定です。資料の中に過去の見学実績がありますので、確認してください。 また、対応不可能な人数の申し込みがあった場合については、現在も安全確保の観点から複数回に分けていただく等の対応をしています。 なお、見学の受付は本組合が行いますが、誘導、安全通路設置等の見学対応については本事業者の責務になります。	—